

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和3年度
計画主体	雄武町

雄武町鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉

担当部署名 雄武町産業振興課農務係
所在地 北海道紋別郡雄武町字雄武700番地
電話番号 0158-84-2121
FAX番号 0158-84-2844
メールアドレス 一般：noumu@town.oumu.hokkaido.jp
官公庁：noumu@town.oumu.lg.jp

1 被害鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ヒグマ、エゾシカ、キツネ、カラス（ハシボソガラス・ハシブトガラス）、カワラバト（ドバト）、ウミウ、アライグマ、ユキウサギ、タヌキ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	雄武町

2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		面積等	金額
ヒグマ	デントコーン	3.0ha	246千円
	馬鈴薯	0.2ha	200千円
	計	3.2ha	446千円
エゾシカ	牧草	25.0ha	2,900千円
	デントコーン	2.8ha	980千円
	だったんそば	15.0ha	5,880千円
	計	42.8ha	9,760千円
キツネ	デントコーン	0.1ha	35千円
カラス	デントコーン	0.2ha	69千円
	牛	5頭	—
	計	—	69千円
カワラバト	畜舎内の飼料等	1kg	—
ウミウ	鮭稚魚	1漁港	—
アライグマ	畜舎内の飼料等	1kg	—
ユキウサギ	だったんそば	0.2ha	111千円
タヌキ	だったんそば	0.2ha	111千円

(2) 被害の傾向

ヒグマ	例年、町内の広範囲に出没し、住民生活の不安やデントコーンの食害など被害が発生している。近年では、集落周辺や海岸付近への出没が多発し、人的被害の発生も懸念される。
エゾシカ	牧草やデントコーンの食害が大部分を占め、市街地や道路への出没による交通事故も発生している。近年では食不足から、だったんそばの食害も発生している。年間有害捕獲頭数は496頭（令和2年度実績）であるが、ライトセンサス調査では生息数が概ね横ばい状態であり、今後の被害増加も懸念される。
キツネ	年間を通して出没しており、子牛の襲撃などの農業被害のほか、市街地への出没も多発し、家庭菜園の食害も発生している。
カラス	繁殖時期には威嚇・攻撃等の被害が多く、年間を通し、糞害も多い。牛や仔牛へ突いたりなどの攻撃や、畜舎内への飛来侵入など、農業被害の報告が増加している。
カワラバト	畜舎内への飛来侵入や糞害の悪臭など、衛生的な苦情が発生している。
ウミウ	元稲府港内で鮭稚魚100万尾の中間育成のうち、関係者から食害の報告があるが、広範囲のため詳細が把握しきれない。

アライグマ	平成20年、22年に各1頭の捕獲があり、その他目撃情報がある。 以来、捕獲は無く詳細が不明な点もあるが、分布拡大に対する警戒は依然として必要。平成25年度には、被害拡大抑制を図るため、防除実施計画を別途策定済である。
ユキウサギ	令和2年度以降、だったんそば畑への出没が増加しており、倒伏被害が発生している。
タヌキ	令和2年度以降、だったんそば畑への出没が増加しており、倒伏被害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（令和2年度）		目標値（令和6年度）	
	被害数量	被害金額	被害数量	被害金額
ヒグマ	3.2ha	446千円	2.7ha	379千円
エゾシカ	42.8ha	9,760千円	36.8ha	8,296千円
キツネ	0.1ha	34千円	0.1ha	28千円
カラス	0.2ha	69千円	0.2ha	58千円
カワラバト	1kg	—	1kg	—
ウミウ	1漁港	—	1漁港	—
アライグマ	1kg	—	1kg	—
ユキウサギ	0.2ha	111千円	0.2ha	94千円
タヌキ	0.2ha	111千円	0.2ha	94千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	地元猟友会へ依頼し、銃器、箱罾・くくり罾を用いた捕獲を実施している。 エゾシカは銃器を用いて、冬期の一斉捕獲も実施している。	ハンターの高齢化が進み、体力面等、不安材料になりつつある。 ハンターの担い手は、本人の意思はもちろん、銃器保管など家族の承諾も必要なことから、なかなか難しい事情がある。 町内が広大なため、箱罾・くくり罾設置の際の巡回等、負担が多い。
防護柵の設置等に関する取組	各農家において侵入防止柵を設置し、有害鳥獣が農地へ侵入することを防いでいる。	農地が広大なため、全域へ侵入防止柵を設置することは難しく、また各農家の柵設置・取外し等の負担増もあり、柵末設置の農地への被害が増加している。
生息環境管理その他の取組		

(5) 今後の取組方針

有害鳥獣の生息数減少を図るため、猟友会による銃器及び箱罾・くくり罾を用いた捕獲を継続して実施し、農林関係機関・団体と連携しながら、被害防止に向けた効果的な対策等を検討するほか、ハンターの新規掘り起こしによる体制整備など、担い手育成の推進を検討する。
--

- ①ヒグマの箱罾や銃器を用いた捕獲
農作物被害や人命に危険を及ぼす恐れのある個体のみ捕獲する。
- ②エゾシカの銃器を用いた捕獲の実施
エゾシカ保護管理計画に基づき、個体数指数の減少が確認されるまで捕獲する。
- ③キツネの箱罾を用いた捕獲
農作物被害や家畜への被害又は生活環境被害を及ぼす恐れのある個体について捕獲する。
- ④カラスやカワラバト、ウミウの捕獲
農林水産被害や営巣等による生活環境被害を及ぼす恐れのある個体について捕獲する。
- ⑤アライグマの箱罾を用いた捕獲
農作物及び家畜被害、生活環境被害を及ぼす恐れのある個体を捕獲。
- ⑥ユキウサギ
農作物被害を及ぼす恐れのある個体について捕獲する。
- ⑦タヌキ
農作物被害を及ぼす恐れのある個体について捕獲する。

3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

北海道猟友会興部支部雄武部会や関係機関の協力を得て、有害鳥獣の出没や被害状況を的確に把握し、捕獲班編成など効率的かつ迅速な捕獲体制の構築に取り組む。
また、捕獲については、猟友会会員が従事する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	ヒグマ、エゾシカ、 キツネ、カラス、 カワラバト、ウミウ、 アライグマ、ユキウサ ギ、タヌキ	捕獲機材（箱罾、くくり罾）の設置（各年度共通）
令和5年度		捕獲機材（箱罾、くくり罾）の補修（各年度共通）
令和6年度		ハンター保険加入に要する費用助成（各年度共通）

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

エゾシカについては、北海道が策定した「エゾシカ管理計画」に基づき、個体数指数の減少が確認されるまで捕獲する。その他については、近年の捕獲実績を参考に捕獲計画数を設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ヒグマ	5頭	5頭	5頭
エゾシカ	300頭	300頭	300頭
キツネ	30匹	30匹	30匹
カラス	500羽	500羽	500羽
カワラバト	2羽	2羽	2羽
ウミウ	60羽	60羽	60羽
アライグマ	1匹	1匹	1匹
ユキウサギ	50羽	50羽	50羽
タヌキ	5頭	5頭	5頭

捕獲等の取組内容		
対象鳥獣の被害状況に応じて銃器及び箱罠・くくり罠等を用いた捕獲方法や捕獲場所を検討し、最も効果が期待できる方法で実施する。		
捕獲場所 ～ 町内一円	ヒグマ	銃器を用いた捕獲（重点期間4月～9月） 箱罠の設置
	エゾシカ	銃器を用いた捕獲（重点期間3月～10月） くくり罠の設置
	キツネ	銃器を用いた捕獲（重点期間4月～9月） 箱罠の設置
	カラス	銃器を用いた捕獲（重点期間4月～9月） 手捕り（重点期間4月～9月）
	カワラバト	銃器を用いた捕獲（重点期間4月～9月）
	ウミウ	銃器を用いた捕獲（重点期間4月～6月） 手捕り（重点期間4月～6月）
	アライグマ	箱罠の設置
	ユキウサギ	銃器を用いた捕獲（重点期間4月～9月） 箱罠の設置
	タヌキ	銃器を用いた捕獲（重点期間4月～9月） 箱罠の設置

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容	
必要性	【ヒグマ、エゾシカ】 出没エリアが広範囲かつ牧草地、山林であることが多く、必要に応じた侵入防止柵や箱罠の設置を行っているが、箱罠の台数には限りがあり、侵入防止柵のみでは個体捕獲が難しいことから、ライフル銃を用いた有害捕獲を継続的に実施する必要性がある。
捕獲手段	ライフル銃を用いた捕獲
実施予定時期	ヒグマ：4月～翌年1月まで ※10月～翌年1月までは状況に応じて実施する エゾシカ：4月～翌年3月まで
捕獲予定場所	雄武町内一円 ※鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号の場所及び区域を除く

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
—	—

4 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
エゾシカ、ヒグマ	電気柵 30,000m	電気柵 30,000m	電気柵 30,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
エゾシカ、ヒグマ	侵入防止柵は、定期的に見廻り、点検を行い、適正に管理する。		

5 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	ヒグマ、エゾシカ、 キツネ、カラス、 カワラバト、ウミウ、 アライグマ、ユキウサ ギ、タヌキ	誘引原因物となる生ごみや農産物、水産物残渣等の適正な管理の周知徹底を図るなど、鳥獣被害の防止に向けた知識の普及活動を推進する。
令和5年度		
令和6年度		

6 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
雄武町	情報収集、周知広報、関係機関との連絡調整
北海道北見方面興部警察署	現場整理、住民の安全対策、パトロール
北海道猟友会興部支部雄武部会	対象鳥獣の捕獲、巡回
雄武町教育委員会	各小中学校との連絡調整
北オホーツク農業協同組合雄武支所	情報収集、農家との連絡調整
北海道オホーツク総合振興局	出没情報、捕獲情報の収集・整理

(2) 緊急時の連絡体制

<p>ケース① 通報→ 雄武町→ 北海道北見方面興部警察署 北海道猟友会興部支部雄武部会 雄武町教育委員会 北オホーツク農業協同組合雄武支所 北海道オホーツク総合振興局</p> <p>ケース② 通報→ 北海道北見方面興部警察署→ 雄武町→ 北海道猟友会興部支部雄武部会 雄武町教育委員会 北オホーツク農業協同組合雄武支所 北海道オホーツク総合振興局</p> <p>ケース③ 通報→ 北オホーツク農業協同組合雄武支所→ 雄武町→ 北海道猟友会興部支部雄武部会 北海道北見方面興部警察署 雄武町教育委員会 北海道オホーツク総合振興局</p>
--

7 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

<p>捕獲した鳥獣の個体処理は、雄武町鳥獣残渣等処理施設に搬入しエスパス菌を用いた減容化処理を行う。</p> <p>また、地形的要因等のため個体回収が困難な場合に限り、生態系や周辺環境に影響を与えないよう適切な方法で現地に埋設する。</p>
--

8 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	
皮革	
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等）	

(2) 処理加工施設の取組

--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

9 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	雄武町鳥獣被害防止対策協議会	
構成機関の名称	役割	
雄武町	総括的な協議会の運営	
北オホーツク農業協同組合 雄武支所	捕獲以外の被害防止対策、被害状況の把握、酪農振興会との連絡調整、農家との面談	
雄武町森林組合	民有林内の被害に関する調査及び情報収集	
北海道猟友会興部支部雄武部会	銃器、箱罠・くくり罠を用いた捕獲の実施	
雄武町酪農振興会	農家との連絡調整、情報収集	
北海道オホーツク総合振興局 網走農業改良普及センター紋別支所	被害防止対策への指導・助言等（農業被害関係）	
北海道オホーツク総合振興局 西部森林室	被害防止対策への指導・助言等（林業被害関係）	
雄武漁業協同組合	漁業区域内の被害に関する調査及び情報収集	
農業生産法人株式会社神門	農業被害関係の情報提供	

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北海道北見方面興部警察署 雄武駐在所	住民の安全対策
北海道オホーツク総合振興局 保健環境部環境生活課	有害鳥獣捕獲許可、野生鳥獣被害調査

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

名 称	雄武町鳥獣被害対策実施隊
設置年月日	平成24年8月24日
構成員	北海道猟友会興部支部雄武部会、北オホーツク農業協同組合雄武支所、雄武町森林組合、雄武漁業協同組合、雄武町

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

本町での被害状況の把握に加え、隣接する市町村における被害状況等の情報共有を行い、連携して被害防止に向けた体制の構築に努める。

10 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣の被害防止に関し、行政域を越えた広域的な連携を図ることで解決に至るケースがある場合は、隣接する市町村や北海道、関係機関へ協力を求めていく。